

食品安全委員会第 288 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 6 月 4 日（木） 14:00 ～14:44

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 農薬専門調査会における審議状況について

・「ピリフルキナゾン」に関する意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・特定保健用食品「グルコバスター カプセル」に係る食品健康影響
評価について

(3) 第 77 回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要等について

（農林水産省及び厚生労働省からの報告）

(4) 食品安全委員会の 5 月の運営について

(5) その他

4. 出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

（事務局）

栗本事務局長、大谷事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勧告広報課長、

酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

（説明者）

農林水産省 川島国際衛生対策室長

厚生労働省 田中係長

5. 配布資料

資料 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピリフルキ
ナゾン〉

- 資料 2 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について
・ 特定保健用食品「グルコバスター カプセル」に係る食品健康影響
評価について
- 資料 3 - 1 国際獣疫事務局（OIE）による我が国の BSE ステータス認定等について
- 資料 3 - 2 OIE コード改正の決定について
- 資料 4 食品安全委員会の 5 月の運営について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 288 回会合を開催いたします。

本日は、赤坂パークビルでの最初の委員会会合です。この新しい事務所で皆様とともに食品安全に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、農林水産省から、間もなく動物衛生課国際衛生対策室の川島室長、もう既にお見えになっておりますけれども、厚生労働省から監視安全課の田中係長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 288 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 5 点ございます。

資料 1 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 2 が「特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 - 1 が「国際獣疫事務局（OIE）による我が国の BSE ステータス認定等について」。

資料 3 - 2 が「OIE コード改正の決定について」。

資料 4 が「食品安全委員会の 5 月の運営について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

（1）農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「（1）農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料1に基づいて御説明いたします。

農薬「ピリフルキナゾン」の評価書（案）でございます。

評価書（案）の「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、2007年11月に農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。農薬専門調査会におきまして4回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されたものでございます。

評価書（案）の6ページ、「7. 開発の経緯」に記載がございますように、ピリフルキナゾンは殺虫剤でございます。本剤は害虫の摂食行動を抑制する神経系又は内分泌系に作用すると推定をされておりまして、アブラムシ類などのカメムシ目の害虫に高い殺虫活性を示すとされているものでございます。

「安全性に係る試験の概要」につきましては、7ページ以降に記載がされております。

「動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討をされております。「表1」にお示ししますように、本農薬は吸収されますとTmaxは1ないし3時間、消失につきましては二相性を示すということでございますが、半減期につきまして「表1」に記載のとおりでございまして、比較的速やかに吸収をされ、排泄も速やかに行われる性質の農薬でございます。

吸収率でございますけれども、約63%と推定をされているものでございます。

吸収されますと、主に肝臓、腎臓、副腎に高く分布をするという性質がございます。また代謝でございますが、本農薬はラット体内におきましては、N-脱アセチル化以降、広範に多様な代謝を受けるとされているものでございます。

排泄でございますけれども、13ページの「表8」に記載がございますように、胆汁中に34.5%排泄されるということで、胆汁中排泄が主な代謝経路となっているところでございます。

「植物体内運命試験」につきましては、トマト、はつかだいこん、レタスを用いまして検討をされております。植物体内にも移行をいたしまして、植物体内におきまして、N-脱アセチル化によるBの代謝物が比較的多く存在するというところでございます。したがって、「作物残留試験」につきましても親化合物と代謝物Bを用いて測定をしております。その結果につきましては20ページの「表16」に推定摂取量が記載されているところでございます。

21 ページ以降に「毒性所見」の成績がまとめられております。本農薬の特徴でございますけれども、23 ページの「表 21」はラットを用いた 90 日間亜急性毒性試験の成績でございます。精巣、肝臓、血液を中心にいたしまして、広範に毒性の影響が認められるというものでございます。

24 ページ。「表 23」はマウスを用いた 90 日間亜急性毒性試験の成績がまとめられております。やはり肝臓あるいは甲状腺にも影響が認められるところでございます。

25 ページにイヌを用いました 1 年間の慢性毒性試験の成績が認められております。イヌに特徴的な所見といたしまして、鼻腔嗅部単核細胞浸潤という所見が認められているところでございます。

27 ページ以降に「発がん性試験」の成績がまとめられております。ラットを用いた発がん性試験、29 ページにはマウスを用いた発がん性試験の成績がまとめられております。いずれの試験におきまして、ラットにつきましては「表 29」、マウスにつきましては 30 ページの「表 32」に記載がございますように、精巣に腫瘍性の病変が認められているところでございます。

30 ページ以降に「生殖発生毒性試験」がまとめられております。ラットを用いた 2 世代繁殖試験の成績が「表 34」にまとめられております。高投与量群におきまして、親動物の雄で包皮分離遅延あるいは正常形態精子出現率の低下、雌では妊娠期間の延長などが所見として認められております。

32 ページ以降に発生毒性試験の成績がまとめられております。ラットを用いました発生毒性試験におきましては、過剰肋骨からなる骨格変異の出現頻度の出現率が高く認められたなどの所見が認められております。

ウサギを用いました発生毒性試験におきまして、流産が多く認められているということですが、催奇形性は認められなかったという結果となっております。

「遺伝毒性試験」につきましては、「表 35」あるいは「表 36」にまとめられております。in vitro の染色体異常試験で一部陽性という結果でございますが、他の試験成績も加味いたしまして、全体として生体において問題となる遺伝毒性はないものと判断をされているところでございます。

34 ページ以降に、「その他の試験」ということで、本農薬の毒性所見につきまして、精査をされた試験成績が幾つかまとめられております。全体的にまとめたものが 39 ページの⑩にまとめて記載されております。「ピリフルキナゾン投与による生殖器に観察された毒性変化の発生機序に関する考察」ということでございまして、①から⑨に示した試験の成

績を基に考察いたしました結果、本農薬につきましては、抗アンドロゲン作用を有する。あるいは高用量投与によりまして、弱いながら抗エストロゲン作用を示すという可能性も考えられるということが考察されております。

例えば、ラットあるいはマウスを用いました急性毒性試験におきまして、精巣への影響が認められておりますけれども、精巣間萎縮に関連する変化は本剤の抗アンドロゲン作用による直接作用であると考えられたとされております。また、精巣間細胞腫につきましては、テストステロンの低下がもたらすネガティブフィードバック機構に基づいたものと考えられております。

以上のような試験成績を用いまして、最終的な「食品健康影響評価」につきましては、41 ページに記載があるところでございます。

43 ページに結論がございますが、農薬専門調査会は、各試験で得られた無毒性量の最小値が、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験及び 6 か月回復試験の 0.5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.005 mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論になっております。

本評価書（案）につきましては、本委員会終了後、7 月 3 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いたします。どうぞ。

◆小泉委員 25 ページの 11 の（1）の ADI の設定根拠となったイヌの実験ですが、鼻腔嗅部単核細胞浸潤が 1.5 mg/kg 体重/日以上で認められたということが書かれています。その発生機序については 35 ページの 14 の（3）を見るようにということになっておりますが、そこを見ますと、このピリフルキナゾンの免疫学的影響は認められなかったと書かれているわけです。

そこで質問ですが、この鼻腔嗅部単核細胞浸潤の発生機序は分からないけれども、これを毒性所見としてとらえた理由はどのようなものなのか。どういう議論をなされたのか。もし分かりましたら教えてください。

◆北條評価課長 この点は調査会の中でもかなり議論がされたところでございます。もしよろしければ、担当の廣瀬先生に御説明いただくのがよろしいかと思えます。

◆見上委員長 廣瀬先生、よろしいですか。

◆廣瀬委員 分かりました。鼻腔だけにかかわらず単核細胞浸潤があったということは、毒性的には慢性的な炎症があったということの証拠ですので、原則的に毒性と取っております。

このピリフルキナゾンについて少し詳しく説明しますと、これを投与したイヌの鼻腔粘膜では、軽度ないし重度な変化が見られております。重度な場合は鼻腔の粘膜に胚中心を伴うような大きなリンパ濾胞が多発しています。その結果、鼻腔の粘膜が肥厚して、一部の表面では嗅上皮の変性あるいは壊死も見られるというような変化が出てきます。

ただ、発生頻度と発生の程度については明らかな用量相関性はありませんでしたが、次の試験で回復試験を行っておりますが、その試験の結果では再現性があり、また投与を中止すると回復するというような結果も見られますので、1.5 mg の一番低用量で見られた所見を含めて毒性と判断しております。

なお、胸腺、脾臓あるいは腸管のパイエル板等のリンパ濾胞に異常は見られておりませんので、この発生原因は全身的な免疫異常ではなくて、鼻腔粘膜に対する何らかの局所的な影響であろうと考えております。

以上です。

◆見上委員長 よろしいですか。

◆小泉委員 これはイヌにとっては、背景データ内ではこういうことがよく起こるのでしょうか。

◆廣瀬委員 背景データは得られておりませんが、所見を見ただけで異常だと考えられるような変化ですので、まず投与によって起こったということは間違いない。私はイヌの病理組織の教科書的なものも見ましたが、細胞浸潤はありませんでした。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。外に何かございませんか。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。特定保健用食品1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 資料2に基づいて御説明いたします。「グルコバスター カプセル」の評価書でございます。

評価書の2ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本品目につきましては2009年2月に、厚生労働大臣より特定保健用食品の安全性の審査に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

新開発食品専門調査会におきまして審議をいただきまして、その評価書(案)につきまして、本年4月30日から5月29日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果でございます。最後のページに記載がございますように、1通の御意見をいただいております。多少文章が長いわけでございますが、要約いたしますとその趣旨は、カプセル基材を変更した場合、本食品に与える品質的な影響がない場合は、新たな評価は必要ないのではないかというお尋ねだと思います。

回答でございます。今回の評価につきましては、過去に同じ関与成分を含む食品が既に特定保健用食品として安全性評価が終了しているわけでございますが、これまでと異なりカプセル形態となっているということから、過剰摂取される場合の安全性の観点から評価が行われているというものでございます。

したがって、御指摘がございましたカプセルの基材原料のみが変更されたということで、摂取形態に変更がなく、その基材原料が食品衛生法に適合しているということであれば、一般的に安全性の評価を見直す必要性はないであろうと考えております。

ただ、特定保健用食品の変更手続というのも必要になると思われますので、詳細については厚生労働省に御相談くださいという回答とさせていただきます。

いずれにしても評価に影響を及ぼすものではございませんので、この評価書につきましては専門調査会の結果を用いまして、関係機関の方に通知をしたいと考えております。以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「提出された資料の範囲においては、安全性に問題ないと判断される。なお、本食品は、『特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について』（平成19年5月10日付け食品安全委員会決定）の2に該当することから、事業者は健康被害情報の収集・提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を、原材料名等の情報とは別に表示する必要があると判断される。」ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（3）第77回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要等について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（3）第77回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要等について」でございます。

農林水産省の川島国際衛生対策室長から報告がありますので、よろしく願いいたします。

◆川島国際衛生対策室長 農林水産省の川島でございます。お手元に配布をさせていただいております資料3-1と3-2になります。

まず3-1でございます。「注1」にございますけれども、今年のOIE総会は5月24日から29日まで開催されております。その中で1にありますけれども、我が国は、昨年12月に、OIEに我が国のステータスについての認定申請を出してありまして、その評価結果について、科学委員会の方から報告がございまして、評価（案）のとおり決定を見たということでございます。「管理されたリスクの国」として、新たに日本とコロンビアの2か国、チリが「無視できるリスクの国」ということで決定されております。

裏の右の方を見ていただきますと、2007年、2008年、2009年と各年で認定を受けた国

の一覧表が出ておりまして、管理されたリスクの国の 2007 年認定のところにチリが書いてあります。そこに取消斜線が入っておりまして、チリの場合は管理されたリスクの国から無視できるリスクの国に上がったということでございます。管理されたリスクの国として、日本とコロンビアが 2009 年に認定を受けたということでございます。

資料 3-2 の OIE コードの改正についてということでございます。OIE コード改正の中で、特に BSE のコードの改正が今回議論をされ決定をされました。(1) と (2) でございます。牛肉につきまして、現在のコードでは BSE のステータスにかかわらず輸出入できる牛肉ということで、30 か月齢未満の骨なしというような条件が付されておりますけれども、今回の総会で 30 か月齢未満という月齢制限が削除されたということで決定をされてございます。

ゼラチンの製造に用いることができる牛由来原料の範囲の拡大ということで、従来、管理されたリスクの国と不明のリスクの国につきましては、骨由来の食用のゼラチンにつきましては、脊柱については利用を認めないというコードでございましたけれども、今度の改正で 30 か月齢未満の脊柱については利用を可能とするという改正がなされたということでございます。

骨なし牛肉の 30 か月齢の削除につきましては、OIE からの説明は BSE の最近の発生状況を見ましても、かなり頭数が減っている。骨なし牛肉でもピッシングをすることはできませんとか、あるいは SRM の除去をなささいというような条件がかかっておりまして、そういった条件を遵守しておけば安全性に問題はないというのが提案の理由でございます。

ゼラチンにつきましては、BSE 感染マウスの脳を原料骨に塗り付けまして、実際のゼラチン製造工程を再現することで試験をしておりまして、酸処理ですとかアルカリ処理といった処理をすることによりまして、いわゆる異常プリオンが検出不可能なレベルまで低下するというデータが出てございまして、それを理由に提案をしたということでございます。

我が国の対応でございます。この提案が出されましてから、1 月 22 日に専門家の先生、団体、消費者の方々にお集まりをいただきまして、リスクコミュニケーションを開催してございます。

そのときの御意見を踏まえまして、1 月 30 日に、あらかじめ我が国の考え方をコメントという形で OIE に出してございまして、そのコメントにおきましては 1、2 いずれとも、まだ科学的な証拠が十分であるとは考えられないということで、我が国としては反対のコメントを出してございまして、今回の採択に当たりまして、我が国はこの投票に反対をするということで反対票を投じております。

単純に過半数で意思が決定されるということでございまして、反対した国は日本を含めましてアジアの国、中南米、中近東といった国が反対をいたしましたけれども、アフリカ、ヨーロッパ、北米といった国からの賛成がございまして、結果的に採択をされたということでございます。

以上が 3-2 の資料の御説明でございます。(3) は食品衛生という問題ではございませんで、専ら家畜衛生に関わる問題でございますので、今日は説明を割愛させていただきたいと思っております。

資料は準備してございませんけれども、もう 1 点御報告をさせていただきたい事項がございます。今般、韓国政府の方から農林水産省及び厚生労働省に対しまして、韓国産牛肉の対日輸出の許可の要請が出てきてございます。

韓国におきましては、2000 年 3 月に口蹄疫が発生しておりまして、その関係で輸入停止処置を採ってきてございましたけれども、2002 年 11 月に、OIE におきまして、韓国がワクチンを接種しない口蹄疫の清浄国であるという認定を受けておりまして、我が国もその清浄性については認めております。

韓国は御案内のとおり BSE 未発生国でございまして、今回の要請を受けまして、私どもとしては、その後の口蹄疫を含みます、いわゆる牛、偶蹄類の動物の疾病の発生状況ですとか検査の実施状況、あるいは家畜伝染病に関します法律の内容といったものについての情報提供を求めた上で、家畜衛生条件につきまして協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の OIE 総会の報告内容あるいは記載事項につきまして、まず御質問等がございましたら、よろしく願いいたします。ございませんか。

2 つほど質問があります。まず BSE ステータスに関して、OIE で日本はこのような「管理されたリスクの国」になったということは結構な話だと思うんですけども、管理官庁として、すなわち農林水産省、厚生労働省として、こういうことが OIE で決定されたときに、肉の輸出入の両面からどのように対応するのか。もし可能であれば教えていただきたい。

◆川島国際衛生対策室長 今回、我が国がステータス申請をいたしましたのは、私どもが

実施をしております BSE 対策につきまして、国際的な専門家によります評価を客観的に受けたいということが 1 点でございます。

もう 1 点は、我が国の牛肉について、今、輸出ができるようにいろいろな国に働きかけておりますけれども、こういう認定を受けることで輸出が進めやすくなるのではないかと期待をしまして、申請をしたということでございます。

今、委員長から御質問の輸出入のいわゆる条件に対する考え方でございます。我が国に入ります牛肉の輸出入の条件につきましては、いわゆる二国間で技術的な協議を実施しまして、その条件を設定しておりますので、今回この認定を受けたからということで、直ちにこれまでの方針が変わるというものではございません。

◆見上委員長 日本からの話ですけれども、牛肉の輸出は大いに進めながら、輸入の方は二国間でやるからと解釈していいわけですか。

◆川島国際衛生対策室長 輸出の場合も相手方は輸入国の立場として二国間で協議をしますし、輸入国である相手方の考え方に基づいて条件を設定するというところでございますので、1 つの参考にはなるとは思いますけれども、今回の認定を受けたことをもって相手の国がそのままそれを受け入れるかどうかは、また相手の国の御判断ということだと思っております。

◆見上委員長 ありがとうございます。

もう 1 つはコード改正について教えていただきたいことがあります。要するに月齢のコードが改定され、これも非常に輸出入に関係すると思います。先ほど OIE の科学委員会で国際的な科学者が集まって、今回のようにコードを変えた。日本は反対したんですけども、アフリカとヨーロッパの投票が多くて、原案どおり決まったということで、それは理解したんですけども、30 か月未満の骨なし牛肉が撤廃されたということも、またこれは輸出入に絡んでくることがいっぱいありますね。

おまけにゼラチンは骨から造るわけなんですけれども、それについてもコードが変わったということに対しても、輸出入を管理なさっている管理官庁はどのような国内対応を考えているか。よろしければ教えていただきたいと思っております。

◆川島国際衛生対策室長 やはり同じでございます、そういうコードが変わったからと

いって、国内対策の実施については、それぞれの国として判断できるわけですので、今回の改正をもって直ちに国内制度も含めて影響があるとは考えておりません。

ただ、私も農林水産省のところで申し上げれば、BSEの我が国の牛に対する浸潤状況を把握するという目的で、死亡牛の検査を年間9万頭程度の実施をしておりますけれども、この死亡牛検査につきましても直ちに見直すというようなことは考えておりませんが、やはりBSEのリスクが飼料規制の実施等で低下してきていると考えてよかろうと思いますので、そういったことについては今後ある程度そのデータを見ながら検討していく課題になるかとは思っております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。外に何かございませんか。

それでは、OIE総会において、我が国のBSEステータスが「管理されたリスク」に決定されました。国際的にも我が国のリスク管理が適切に行われていることが認められたということですから、引き続きリスク管理機関におかれましては、適切なリスク管理に努めていただきたいと思っております。

また、OIEコードの改正についてですが、日本政府は反対したものの、賛成多数で事務局原案が採択されたということですが、今後の対応に当たっては、更なる情報の収集をして適切に対応していただき、適宜、当委員会にも御報告いただければと思っております。よろしく願いいたします。

次に、韓国政府から韓国産牛肉の対日輸出の許可について要請があったとの報告がありましたが、これについて御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

◆野村委員 現在、「我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価」、いわゆる米・加産以外の国から輸入される牛肉等の自ら評価に対して、今後もし韓国の口蹄疫が正常化された場合、農林水産省あるいは厚生労働省が輸入を認めるという方向にあるということであれば、食品安全委員会としても、これを自ら評価の対象国に加えて、リスク評価を行うべきではないかと考えております。

理由は2つあります。

1つは、自ら評価を進める以前に、意見交換会を平成19年4月に開催いたしましたけれども、ここでもアメリカ・カナダ産はリスク評価が終わっていてリスクが明らかになっているんですが、それ以外の国についてはリスクが不明であるということで、大分、不安

視する声が出ております。これが自ら評価開始の理由ともなったわけでありますので、韓国からの輸入についても、もし輸入されるのであれば、国民の不安を解消する必要があると思うことが第1の理由です。

第2の理由は、現在の自ら評価の対象国は14か国ありますけれども、これは2003年から2006年度にかけて日本に牛肉又は牛内臓の輸入があったという国であります。一方、韓国につきましては1999年に500トンを上回る輸入がありました。韓国は仮にその口蹄疫の発生がなければ、恐らくこの2003年から2006年の間も対日輸出があったと思われるので、現在の自ら評価の対象国になっていた可能性があります。したがって、本来前もって加えていてもよかったですくらいの状況でありますので、これは自ら評価を行う国として加えてもよろしいかと思えます。

以上、2つの理由から、自ら評価の対象国に入れるべきではないかと思えます。

◆見上委員長 御意見をどうもありがとうございました。外に何かございませんか。

小泉委員、どうぞ。

◆小泉委員 先ほどの韓国については口蹄疫の問題とかでいろいろ調べた結果、問題がなければ輸入が再開されるという理解でよろしいですね。その場合ですが、厚生労働省の所管になるかとも思いますが、米国におけるBSEの発生を踏まえまして、今、自ら評価をやっておりますBSEの非発生国ですが、そこにおいても万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止するために、検疫所において、輸入業者の同意を得て、SRMの輸入を控えてもらうよう指導を行っているという聞いておりますが、この措置は韓国にも同じように適用されるのでしょうか。

◆田中係長 適用されます。

◆小泉委員 分かりました。もう1つですが、今回、自ら評価を行うに当たってですが、韓国につきましても食品安全委員会から、そういった調査の協力を求めることになりすけれども、今回の評価が輸入再開の前提条件ではないということを明確に説明しておいた方がよいと思えます。またリスク管理機関からも、この点は韓国側にしっかり説明していただきたいと思えます。コメントです。

◆見上委員長 外に何かございませんか。

それでは、韓国につきましては、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」の対象に加えることとし、今後、プリオン専門調査会の見解に従って評価を進めていくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、今回の評価が輸入再開の前提条件ではないということについては、誤解を招かないよう、説明をよろしくお願いたします。また、今後、評価を進めていくに当たっては、リスク管理機関の協力も必要と考えますので、よろしくお願いたします。

川島室長、田中係長、どうもありがとうございました。

(4) 食品安全委員会の5月の運営について

◆見上委員長 次の議事に移らせていただきます。

「(4) 食品安全委員会の5月の運営について」、事務局から報告願います。

◆大久保総務課長 それでは、お手元の資料4に基づきまして、御報告いたします。

まず「1. 食品安全委員会の開催」の状況でございます。

5月14日に開催されました第285回会合の結果でございます。

(1)、「こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性」につきまして、内閣府の国民生活局から説明を受けております。

(2)、農薬専門調査会、微生物・ウイルス専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(3)、「食品健康影響評価」でございます。記載の農薬2品目、遺伝子組換え食品等1品目につきまして検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

(4)、「食品安全委員会に4月の運営について」、報告しております。

5月21日に開催されました第286回会合の結果でございます。

(1)、農薬専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(2)、「食品健康影響評価」でございます。記載の添加物1品目、農薬2品目につきまして、評価結果をリスク機関に通知しております。

(3)、食品安全委員会に、「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」を設置して、調査審議を進めることが了承されております。

(4)、「食品安全モニターからの報告(3月分)」につきまして報告しております。

(5)、「食の安全ダイヤルに寄せられた質問等(4月分)」について報告しております。

5月28日に開催されました第287回会合の結果でございます。

(1)、農薬専門調査会、遺伝子組換え食品等専門調査会から報告されました以下の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(2)、「食品健康影響評価」でございます。記載の農薬1品目について検討しまして、評価結果をリスク管理機関に通知しております。

(3)、「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成21年度評価依頼予定物質について」、厚生労働省から報告を受けております。

(4)、「飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質(平成21年度分)について」、を農林水産省から報告を受けております。

「2. 専門調査会の運営」の状況でございます。以下は開催日時のみを紹介とさせていただきます。

添加物専門調査会につきましては、第71回会合を5月18日に開催しております。

農薬専門調査会につきましては、第23回確認評価第二部会を5月8日、第30回総合評価第二部会を5月13日、第51回幹事会を5月20日に開催しております。

動物用医薬品専門調査会につきましては、第12回確認評価部会、第109回会合、第110回会合を5月15日に開催しております。

化学物質・汚染物質専門調査会でございます。第2回汚染物質部会を5月28日に開催しております。

プリオン専門調査会につきましては、第59回会合を5月19日に開催しております。

かび毒・自然毒専門調査会につきましては、第12回会合を5月1日に開催しております。

遺伝子組換え食品等専門調査会につきましては、第70回会合を5月19日に開催しております。

「3. 意見交換会等の開催」の状況でございます。サイエンスカフェの第3話を5月26日に東京都で開催しております。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、質問等がございましたら、よろしくお願いたします。

よろしいですか。

(5) その他

◆見上委員長 それでは、「(5) その他」としまして、小泉委員より1件報告があるということです。小泉委員、よろしくお願いたします。

◆小泉委員 5月21日に設置を決定いたしました、食品による窒息事故に関するワーキンググループですが、専門参考人として、日本気管食道科学会理事長の甲能直幸先生に新たに御参加いただくことになりましたので御報告いたします。

以上です。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。外に何か議事はございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆見上委員長 ありがとうございました。

これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第288回会合を閉会いたします。

次回の委員会会合につきましては、6月11日(木曜日)14時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

また、来週8日(月曜日)10時から、器具・容器包装専門調査会生殖発生毒性等に関するワーキンググループが公開。同日14時から、新開発食品専門調査会が公開。

10日(水曜日)10時から、食品による窒息事故に関するワーキンググループが公開。同日14時から、農薬専門調査会確認評価第一部会が非公開。

11日(木曜日)10時から、化学物質・汚染物質専門調査会幹事会が公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。以上です。